

山口県報

平成23年
10月11日
(火曜日)

目次

| | |
|--|---|
| 告示 | 三 |
| 第一種大規模小売店舗立地法特別区域の決定(商政課) | 一 |
| 土地改良区定款変更の認可(農村整備課) | 一 |
| 保安林予定森林(美祢市)(森林整備課) | 一 |
| 公告 | 二 |
| 介護保険法の規定に基づく指定情報公表センターの情報公表事務の廃止の許可(長寿社会課) | 二 |
| 土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課) | 二 |
| 田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課) | 二 |
| 平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課) | 二 |
| 選管告示 | 三 |
| 政治団体の名称等 | 三 |
| 政治団体の異動事項 | 三 |
| 雑報 | 三 |
| 県報の正誤(平成二十三年九月三十日山口県報) | 三 |

山口県告示第三百八十七号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特別区域を定めた。



平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関成

下関市竹崎町四丁目一の二の一部、一の二、一の三の一部、一の五の一部、一の二一、一の二四、一の五〇、一の五一、一の五二、一の五三、一の五六、一の五七及び一の六〇の一部並びに東大和町一丁目一の四七

山口県告示第三百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
田布施土地改良区
認可年月日
平成二三、九、三〇

山口県告示第三百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字大谷西平三二九の一六、三二九の一七、三二九の二〇、三二九の三九、三二九の四六、三二九の五二、字隠館三三九の一、三三九の二、三三九の五から三三九の八、美東町赤字双田ヶ迫二二九九の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美萩市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(三〇三) 介護保険法の規定に基づく指定情報公表センターの情報公表事務の廃止の許可

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十二第三項において準用する同法第百十五条の四十一の規定により、次のとおり指定情報公表センターの情報公表事務の廃止を許可しました。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定情報公表センターの名称及び住所
社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口市大手町九番六号
- 二 情報公表事務を廃止する事務所の所在地
山口市大手町九番六号
- 三 廃止する情報公表事務の範囲
介護サービス情報の報告の受理及び公表
- 四 情報公表事務の廃止の日
平成二十三年三月三十一日

(三〇四) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
土地改良区の名称 施行地区 事業の種類
田布施土地改良区 田布施地区 土地改良施設の管理
- 二 縦覧の期間
平成二十三年十月十二日から同月三十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(三〇五) 田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
田布施都市計画区域の全域
- 三 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十月十一日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び田布施町役場

(三〇六) 平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準

用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
平生都市計画区域の全域
- 三 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十月十一日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

| | | | | | |
|---------|--------|----------|------------------|--------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | その他の事項 | 備出(年)月日 |
| 一政会 | 藤原一之樹 | 上野 寛雄 | 山陽小野田市大字丸河内959の3 | | 平成23、9、16 |

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 | | 備出(年)月日 |
|------------|-------|-------------------------|------------------------|-----------|
| | | 新 | 旧 | |
| 田中義一後援会 | 代表者 | 河野 秀治 岩国市平田5丁目42番13号 | 矢饒 伸治 岩国市山手町2丁目1番3号 | 平成23、9、12 |
| 福田良彦後援会 | 事務所 | 岩国市平田5丁目42番13号 | 山口市白石3丁目9番23号 | 〃 〃 16 |
| 山口県税理士政治連盟 | 代表者 | 辻 堅太郎 | 石高 雅美 | 〃 〃 26 |
| | 会計責任者 | 〃 | 〃 | |
| | 事務所 | 岩国市川西2丁目7番62号 | | |



正 誤

平成二十三年九月三十日山口県報

| | | | | |
|-----|---|------|----------|----------|
| ページ | 段 | 行 | 課 | 正 |
| 二 | 下 | 左から七 | 山口県訓令第1号 | 山口県訓令第5号 |

平成二十三年十月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁